

事業主の皆さま

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置 による 休暇取得支援助成金をご活用ください

助成金の対象

① ～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

令和2年5月7日から同年9月30日までの間に

- ① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る）を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、
令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に
- ③ 当該**休暇を5日以上取得**させた事業主

助成内容

対象労働者1人当たり **有給休暇5日以上20日未満：25万円**
以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

※1事業所当たり20人まで

申請期間

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

※ 雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の**2種類**の様式があります。

※ **事業所単位**ごとの申請です。

相談・お問い合わせは

広島労働局雇用環境・均等室へ（TEL 082-221-9247）

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク

新しい働き方・休み方が始まっています。

～時間単位の年次有給休暇

を導入しましょう！～

事業主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度や、計画的な業務運営に資する年次有給休暇の計画的付与制度の導入が効果的です。